

目次

中部運輸局編

《法令の改正》

◎車 両 法：令和元年5月24日
法律第14号まで

◎施行規則：令和4年5月20日
国土交通省令第45号まで

◎点検基準：令和2年2月6日
国土交通省令第6号まで

◎審査規程：令和6年2月1日
第55次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	17
4 自動車の点検整備制度	19
5 自動車の検査制度	28
6 整備工場の認証制度	41
7 指定制度（工場関係）	52
8 指定制度（検査員関係）	68
9 指定制度（保安基準適合証関係）	71
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	86

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	96
2 自動車の装置一般	103
3 自動車の車体関係	112
4 自動車の室内関係	116
5 自動車の騒音・排ガス関係	125
6 自動車の灯火関係	129
7 警音器・後写鏡・速度計 他	141
8 テスタ等による機能維持確認	147

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	161
2 年度別計算問題	162

第4章 年度別試験問題

1 令和5年度 第1回	184
2 令和5年度 第2回	197
3 令和4年度 第1回	209
4 令和4年度 第2回	222
5 令和3年度 第1回	234
6 令和3年度 第2回	246
7 令和2年度 第1回	258
8 令和元年度 第2回	271

第5章 暗記ノート

1 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的 7
2. 用語の定義 7
3. 自動車の種別 8
4. 自動車の種別 (別表第1) 9

2 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力 9
2. 新規登録の申請 10
3. 自動車登録番号標の封印等 10
4. 変更登録 11
5. 移転登録 12
6. 永久抹消登録 12
7. 一時抹消登録 13
8. 自動車登録番号標の表示 13
9. 車台番号等の打刻 15
10. 打刻の塗まつ等の禁止 15
11. 臨時運行の許可 16
12. 回送運行の許可 16

3 保安基準

1. 保安基準 (自動車の構造) 17
2. 保安基準 (自動車の装置) 18

4 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務 19
2. 定期点検整備 (法令) 19
3. 定期点検整備 (点検期間) 20
4. 定期点検整備 (点検内容) 22
5. 定期点検整備 (走行距離項目/基準の注釈) 23
6. 点検整備記録簿 24
7. 整備管理者 26
8. 整備命令 26

5 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証 28
2. 自動車検査証の記載事項・記録事項 28
3. 新規検査 31
4. 自動車検査証の有効期間 32
5. 自動車検査証の有効期間の起算日 33
6. 継続検査 34
7. 自動車検査証の備付け及び検査標章 35
8. 自動車検査証記録事項の変更 36
9. 構造等変更検査 36
10. 自動車検査証等の再交付 37
11. 予備検査 38
12. 限定自動車検査証 38
13. 検査記録 39
14. 車両番号標の表示の義務等 39
15. 自動車部品を装着した場合の取扱い 39

6 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類 41
2. 地方運輸局長の認証 41
3. 認証基準 42
4. 特定整備の定義 43
5. 特定整備事業者の変更届 45
6. 事業の相続、合併及び分割
／事業の譲渡 45
7. 特定整備事業者の標識 46
8. 特定整備事業者の義務 46
9. 特定整備記録簿 47
10. 設備の維持 48
11. 特定整備事業者の遵守事項 49
12. 整備主任者 51
13. 事業の停止等 52

7 指定制度 (工場関係)

1. 優良自動車整備事業の認定 52
2. 指定自動車整備事業の指定 52
3. 指定工場の設備、技術及び管理組織 53
4. 自動車の検査の設備 55
5. 要員関係の基準の解釈 56
6. 作業場等の基準の解釈 57
7. 対象自動車の指定 59
8. 自動車の検査の設備 (共同使用の要件) 60
9. 設備の維持 61
10. 検査用機器の校正 61
11. 検査用機器の構造と取扱
(サイドスリップ・テスト) 62
12. 検査用機器の構造と取扱
(ブレーキ・テスト) 63
13. 検査用機器の構造と取扱
(速度計試験機) 63
14. 検査用機器の構造と取扱
(前照灯試験機) 64
15. 検査用機器の構造と取扱
(騒音計・音量計) 65
16. 検査用機器の構造と取扱
(一酸化炭素測定器・炭化水素測定器) 66
17. 検査用機器の構造と取扱
(黒煙測定器) 66
18. 検査用機器の構造と取扱
(オバシメータ) 67

8 指定制度 (検査員関係)

1. 自動車検査員の選任 68
2. 自動車検査員の要件 68
3. 自動車検査員の兼任 69
4. 自動車検査員の解任 70
5. 自動車検査員の研修 70

9 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による 保安基準適合証の交付	71
2. 保安基準適合証等の交付範囲	73
3. 自動車検査員による検査 (検査等の基準)	75
4. 自動車検査員による証明 (証明方法 / 同一性の確認)	78
5. 自動車検査員による証明 (一時抹消登録車の取扱い)	79
6. 自動車検査員のサービス	79
7. 自動車検査員の作業区分	80
8. 保安基準適合証等の有効期間	81
9. 保安基準適合証の取扱い (適合標章の表示)	82
10. 保安基準適合証の取扱い (記載方法)	82
11. 保安基準適合証の取扱い (不正使用の防止)	83
12. 保安基準適合証の取扱い (最終の検査申請日)	84
13. 自賠責保険	85
14. 限定保安基準適合証	86

10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿 (記載事項)	86
2. 指定整備記録簿 (保存期間)	88
3. 指定整備記録簿 (記載要領)	88
4. 指定整備事業者の罰則の適用	89
5. 保安基準適合証の交付の停止	90
6. 指定整備事業者の変更届	90
7. 指定整備事業者の標識	90
8. 不正使用等の禁止	90
9. 不正改造等の禁止	91

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、() に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.2]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の() の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.1/R1.1]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての() の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2/R1.2]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、() の福祉を増進することを目的とする。[R4.1/H30.2]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び() の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての() 等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2.1]

◎正解 1…道路運送車両：2…整備事業：3…技術：4…公共：5…公害：6…公証

[関係法令]

◆車両法◆第1条 (この法律の目的)

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. この法律で「自動車」とは、() により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R3.2/H30.2]

◎正解 1…原動機

[関係法令]

◆車両法◆第2条(定義)

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

3 自動車の種別

[過去出題例]

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び()又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R5.2/R3.2]
2. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の()及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R5.1/R2.1]
3. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び()並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R4.2/R1.2]
4. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は()を基準として国土交通省令で定める。[R4.1/R1.1]
5. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、()、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R3.1]
6. この法律に規定する()、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[H30.2]

◎正解 1…総排気量：2…大きさ：3…構造：4…定格出力：5…軽自動車：6…普通自動車

[関係法令]

◆車両法◆第3条(自動車の種別)

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令〔施行規則第2条〕で定める。
 - ▷自動車は、「大きさ」「構造」「原動機の種類」「総排気量又は定格出力」を基準として、「普通」「小型」「軽」「大特」「小特」の5種類に分類される。
 - ▷自動車の種別に大型自動車は定義されていない。

3 保安基準

1 保安基準（自動車の構造）

[過去出題例]

- ☑1. 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
[R3.2/R1.1]
- (1) 長さ、幅及び高さ
 - (2) 最低地上高
 - (3) 車両総重量（車両重量、最大積載量及び（ ）kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう）
- ☑2. 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。[R3.1]
- (1) （ ）、幅及び高さ
 - (2) 最低地上高
 - (3) 車両総重量（車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう）
- ☑3. 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
[R5.1/R2.1]
- (1) 長さ、幅及び高さ
 - (2) 最低地上高
 - (3) 車両総重量（車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう）
 - (4) 車輪にかかる荷重
 - (5) 車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な（ ）をした状態における自動車の重量をいう）に対する割合

◎正解 1…55：2…長さ：3…装備

[関係法令]

◆車両法◆第40条（自動車の構造）

1. 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準〔保安基準〕に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
- (1) 長さ、幅及び高さ
 - (2) 最低地上高
 - (3) 車両総重量（車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう）
 - (4) 車輪にかかる荷重
 - (5) 車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう）に対する割合
 - (6) 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
 - (7) 最大安定傾斜角度
 - (8) 最小回転半径
 - (9) 接地部及び接地圧

6 整備工場の認証制度

1 特定整備事業の種類

[過去出題例]

- ☑1. 普通自動車特定整備事業とは、普通自動車、四輪の小型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を対象とする自動車特定整備事業である。[R4.1]
- ☑2. 普通自動車特定整備事業とは、普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車特定整備事業である。[R1.1改]
- ☑3. 自動車特定整備事業の種類のうち、検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業は軽自動車特定整備事業のみである。[R4.2]

◎正解 1…×：2…○：3…×

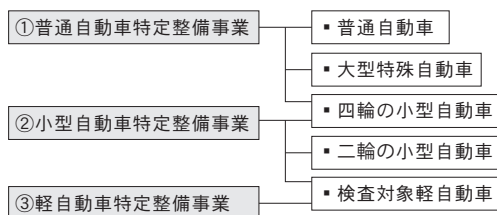
[関係法令]

◆車両法◆第77条（自動車特定整備事業の種類）

1. 自動車特定整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）の特定整備を行う事業をいう。以下同じ）の種類は、次に掲げるものとする。

▷自動車特定整備事業の種類

種類	対象とする自動車
①普通自動車特定整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 普通自動車 ▪ 大型特殊自動車 ▪ 四輪の小型自動車
②小型自動車特定整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 小型自動車 ▪ 検査対象軽自動車
③軽自動車特定整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 検査対象軽自動車



【自動車特定整備事業の種類】

2 地方運輸局長の認証

[過去出題例]

- ☑1. 自動車特定整備事業を經營しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う（ ）ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。[R4.2/R2.1/H30.2改]
- ☑2. 自動車特定整備事業を經營しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、（ ）の認証を受けなければならない。[R3.2]
- ☑3. 自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の（ ）を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。[R5.1]

◎正解 1…事業場：2…地方運輸局長：3…種類

[関係法令]

◆車両法◆第78条（認証）

1. 自動車特定整備事業を經營しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。
2. 自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

第2章 保安基準

中部運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連の出題については、自動車製作年月日を試問実施日とすることが多い。そこで、第2章は特にことわりのない限り、令和6年8月3日に製作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録している。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1 自動車の構造関係

1. 用語の定義	96
2. 不適切な補修等	97
3. 燃料タンクの容量等の算定及び確認	98
4. 適用	99
5. 長さ、幅及び高さ	99
6. 最低地上高	100
7. 車両総重量・軸重・輪荷重	101
8. 安定性	102
9. 最小回転半径	102
10. 接地部及び接地圧	103

2 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	103
2. 速度抑制装置	104
3. 走行装置	104
4. 施錠装置	106
5. 制動装置	106
6. 衝突被害軽減制動制御装置 (自動ブレーキ)	107
7. 緩衝装置	107
8. 高圧ガスの燃料装置	108
9. 高圧ガスの燃料装置 (LPガス自動車)	111
10. 高圧ガスの燃料装置 (CNG自動車)	111

3 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	112
2. 車体表示	114
3. 突入防止装置	115

4 自動車の室内関係

1. 運転者席	116
2. 座席ベルト非装着時警報装置	117
3. 年少者用補助乗車装置	118
4. 通路	119
5. 立席	120
6. 乗降口	120
7. 非常口	120
8. 物品積載装置	121
9. 窓ガラス (性能)	123
10. 窓ガラス (貼付物等)	123

5 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置 (消音器)	125
2. 排出ガス等発散防止装置	126
3. 排出ガス等の発散防止装置 (機能維持)	127
4. 排出ガス等の発散防止装置 (排気管)	128

6 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	129
2. すれ違い用前照灯	130
3. 前部霧灯	130
4. 車幅灯	131
5. 昼間走行灯	132
6. 前部反射器	132
7. 側方灯・側方反射器	133
8. 番号灯	134
9. 尾灯	134
10. 後部霧灯	135
11. 後部反射器	135
12. 大型後部反射器	136
13. 再帰反射材	137
14. 制動灯	137
15. 後退灯	138
16. 方向指示器	138
17. その他の灯火等の制限	140

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	141
2. 非常信号用具	142
3. 盗難発生警報装置	142
4. 後写鏡	143
5. 直前及び側方の視界	143
6. 速度計	144
7. 内圧容器	145
8. 運行記録計	145
9. 緊急自動車	146
10. 道路維持作業用自動車	146
11. 自主防犯活動用自動車	147
12. 乗車定員	147

8 テスタ等による機能維持確認

1. 窓ガラスの透過率 (可視光線透過率測定器)	147
2. 近接排気騒音の大きさ (騒音計等)	148
3. CO・HCの濃度 (CO・HCテスタ)	153
4. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 (オパシメータ又は黒煙測定器)	155
5. 前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)	157
6. 警音器の音の大きさ (騒音計)	160
7. 速度計の指度の誤差 (速度計試験機)	160

3 自動車の車体関係

1 車枠及び車体

[フェンダ]

- ☑1. 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないものでなければならない。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が（ ）mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。[R4.2]
- ☑2. 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないものでなければならない。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員（ ）人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。[R2.1]
- ☑3. 小型貨物自動車に装着された走行装置の回転部分の突出について測定したところ、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤであり、当該タイヤの直上の車体より車両の外側方向への突出量が8mmであったため、保安基準適合と判断した。[R5.1]

[エア・スポイラ]

- ☑4. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に備えるエア・スポイラにおいて、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から（ ）mm以上内側にあるものは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有してないものとする。[R5.2/R3.2]
- ☑5. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に備えるエア・スポイラにおいて、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から（ ）mm以上内側にあるものは、他の交通の安全を妨げるおそれがないものとする。[R1.1]

[リヤ・オーバーハング]

- ☑6. 自動車（ポール・トレーラを除く）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が（ ）の2分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11）以下でなければならない。ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のものにあっては、この限りでない。[R5.1]

☑7. 自動車（ポール・トレーラを除く）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては（ ）、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11）以下でなければならない。ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未滿のものにあっては、この限りでない。[R4.2]

☑8. 自動車（ポール・トレーラを除く）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち（ ）にあっては20分の11）以下でなければならない。

[R2.1]

☑9. 物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の小型自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離について、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2であったため、保安基準適合と判断した。[R3.2]

◎正解 1…10：2…10：3…×：4…165：5…165：6…最遠軸距：7…3分の2：8…小型自動車：9…○

[関係法令]

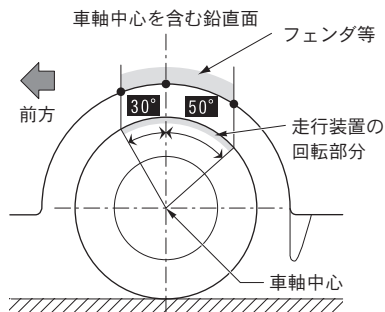
◆審査規程7-28 車枠及び車体・要約

[フェンダ（タイヤ等突出禁止の範囲）]

※昭和49年7月1日以降に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く）にこの基準が適用される。

突出禁止の範囲	突出禁止部位
前方30°～後方50°	走行装置の回転部分(*)

*乗車定員9人以下の乗用自動車であって、前方30°及び後方50°の範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未滿の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。



【突出禁止の範囲】

[エア・スポイラ（*）] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

基準が適用される自動車	基準	基準の適用除外（適合するもの）
<ul style="list-style-type: none"> 乗車定員10人以下の乗用自動車 車両総重量2.8t以下の貨物自動車 	①自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないこと。	バンパの下端より下方にある部分であって、直径100mmの球体が接触する部分（フロアラインより下方の部分を除く）の角部が半径5mm以上であるもの。
	②その附近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分にあっては、当該自動車の最外側）とならないこと。	—

4 後写鏡

[過去出題例]

- ☑1. 最高速度が120km/hの小型の乗用自動車に備える後写鏡は、取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の（ ）が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。[R1.2]

◎正解 1…最下部

[関係法令]

◆審査規程7-106 後写鏡等・要約

[性能要件]

- 後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ①容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
 - ②取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
 - ▷二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車は除く。
 - ③鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

5 直前及び側方の視界

[過去出題例]

- ☑1. 乗車定員7人であって車両総重量が2,580kgの右ハンドルの普通乗用自動車には、運転者が運転者席において高さ（ ）m、直径30cmの円柱を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。[R5.2改]
- ☑2. 緩衝装置等を変更し車高を上げた普通乗用自動車の運転者席の視野について、運転者が運転者席において当該自動車の前面から2mの距離にある障害物（高さ1m直径30cmの円柱をいう）を全く視認できなかったが、死角を補うカメラにより障害物の全ての部分を視認できたため保安基準適合と判断した。[R5.1]

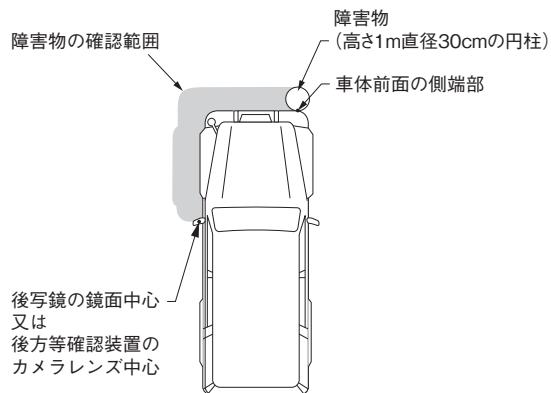
◎正解 1…1：2…×

[関係法令]

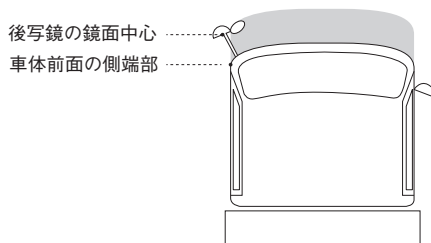
◆審査規程7-107 直前及び側方の視界・要約

[装備要件・障害物と視界の範囲] *平成29年1月1日以降に製作された自動車に、この基準が適用される。

- 自動車には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。
 - ▷二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。
 - ▷運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車を除く。
 - ①専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの
 - ▷三輪自動車を除く。
 - ◎視認により確認する場合は、当該自動車の前面及び側面（車室外に備えられた後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る）に接する高さ1m直径30cmの円柱
- 〈適用除外〉
- 1 運転者席側の車体前面の側端部より外側の範囲
 - 2 車室外に備えられた後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲



【①の範囲を除いた視界の範囲】

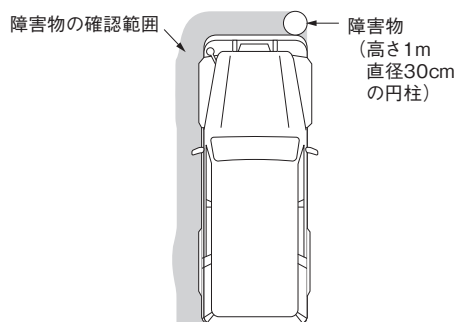


【①及び②の範囲を除いた視界の範囲】

②普通自動車、小型自動車及び軽自動車

▷①及び③の自動車並びに三輪自動車を除く。

- ◎当該自動車の前面及び左側面（左ハンドル車にあっては右側面）に接する高さ1m直径30cmの円柱

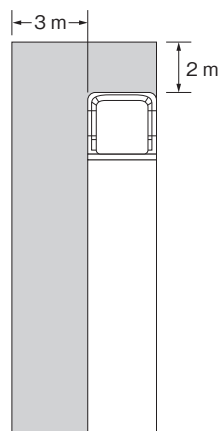


【視界の範囲】

③車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの

▷乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。

- ◎当該自動車の前端から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある高さ1m直径30cmの円柱



【視界の範囲】

6 速度計

〔過去出題例〕

- ☑1. 普通乗用自動車に備える速度計について、速度の単位がマイル毎時で表示されていたが、テストにより当該自動車の速度計の指度を確認しキロメートル毎時に換算したところ誤差がなかったので、保安基準適合と判断した。〔R4.2〕
- ☑2. 自動車（最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く）に備える走行距離計について、走行距離計が表示する数値の10の位の数値が表示されていなかった（例：123,0_0km）が、走行距離計の計器は正常に作動することから、保安基準適合と判断した。〔R1.1〕

1 ブレーキ制動力

1 制動力の判定基準の単位

制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。

「N」は力の単位である。1Nは、質量1kgの物体に1m/s²の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、質量1kgの物体に作用する重力は、1kg×9.8m/s²=9.8Nということになる。

一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、車両重量の単位に使われている（重量の単位は慣習的に「kg」が使われている）。

判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1N/kgは重量1kgあたり1Nの制動力であることを表している。仮に自動車の重量が1000kgであるとすると、制動力は1000Nとなる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量1kgに作用する重力は9.8Nであることから、制動力の割合は9.8N/kgとなる。

自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「4.90N/kg」と定められている。9.8N/kgを基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「3.92N/kg」「1.96N/kg」「0.98N/kg」「0.78N/kg」は、9.8N/kgのそれぞれ40%、20%、10%、8%となる。

制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9-3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準（編集部要約）

項目	制動力の判定基準	
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを3.92N/kgに読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。
駐車ブレーキ	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であること。	

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「4.90N/kg以上」「3.92N/kg以上」「0.98N/kg以上」「0.78N/kg以下」「1.96N/kg以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1－3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

また、問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法（小数点以下第4位切り捨て）などに注意する。

2 年度別計算問題

1 令和5年度 第1回問題

【1】次に掲げる自動車検査証（抜粋）の自動車について、保安基準の細目告示及び審査事務規程に基づきブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、次に掲げる指定整備記録簿（抜粋）の制動力欄に記載した制動力測定結果を得た。ただし、審査時車両状態におけるこの自動車の各軸重の測定は行っていないものとする。また、制動力計測時、ブレーキ・テストのローラは乾燥状態であった。以下（1）及び（2）の問いに答えなさい。〔改〕

（1）この自動車の主制動装置及び駐車ブレーキの制動能力について、指定整備記録簿の制動力欄①から⑤の値を求め記入しなさい。ただし、答えが小数点以下になるものは、小数点以下第4位を切り捨て、小数点以下第3位まで記入するものとする。

（2）〔表1〕の判定根拠数値欄に保安基準の細目告示及び審査事務規程に定めるブレーキ・テストが乾燥している状態での判定根拠数値を⑥から⑩に記載しなさい。また、当該自動車の保安基準への適合性について判定を行い、判定欄⑪から⑮の「適」・「否」いずれか該当するものに○印をつけなさい。

1 自動車検査証

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
小型	貨物	自家用	バン			
乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
3人	1000kg		1430kg		2595kg	
※最高速度180km/hとする。			前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
			830kg	— kg	— kg	600kg
			型式指定番号		類別区分番号	

2 指定整備記録簿

制動力				
前軸	右	3600N	軸重 kg	左右差 N
	左	3750N		(①) N/kg
後軸	右	1030N	軸重 kg	左右差 N
	左	1050N		(③) N/kg (②) N/kg
計		N	車両重量 kg	(④) N/kg
手動		3200N		(⑤) N/kg

※①から⑤は、〔表1〕における各項目の番号とする。

〔表1〕

項目			判定根拠数値	判定
主制動力	前軸	①審査時車両状態における前軸重に対する左右差	(⑥) N/kg 以下	⑪適・否
	後軸	②審査時車両状態における後軸重に対する左右差	(⑦) N/kg 以下	⑫適・否
		③審査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合	(⑧) N/kg 以上	⑬適・否
	総和	④審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の割合	(⑨) N/kg 以上	⑭適・否
⑤審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合			(⑩) N/kg 以上	⑮適・否

解説

①「審査時車両状態における前軸重に対する左右差」

- ・①は、前軸の制動力の左右差を審査時車両状態における前軸重で除した値である。
- ・前軸の制動力の左右差＝前軸（左－右）＝3750N－3600N＝150N
- ・審査時車両状態における前軸重は、検査証及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。
審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前前軸重）＋55kg＝830kg＋55kg＝885kg
- ・以上の結果、①は次のとおりとなる。

$$\text{①} = \frac{\text{前軸の制動力の左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{150\text{N}}{885\text{kg}} = 0.1694\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により、小数点以下第4位を切り捨てる。小数点以下第4位はこの場合「4」であり、これを切り捨てると、答えは「0.169N/kg」となる。
- ・判定基準値は「⑥0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.169N/kg」であることから、判定は「⑪適」となる。

第4章 年度別試験問題

- ◎中部運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連の出題は、試問実施年度を自動車の製作年月とすることが多い。
- ◎そこで、第4章に収録した過去の試問については、自動車の製作年月日の明記されていないもの及び自動車の製作年月日に関係する個別条件のないものについては、令和6年8月3日を製作年月として模範解答及び解説を収録した。

[年度別試験問題の共通注意事項]

- ◎本問題における法令等の略称は、次による。
 - 道路運送車両法…………… 法
 - 道路運送車両法施行規則…………… 施行規則
 - 優良自動車整備事業者認定規則…………… 認定規則
 - 指定自動車整備事業規則…………… 指定規則
 - 自動車点検基準…………… 点検基準
 - 道路運送車両の保安基準…………… 保安基準
 - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示…………… 保安基準の細目告示
 - 自動車検査業務等実施要領…………… 実施要領
 - 独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程…………… 審査事務規程
- ◎保安基準関係の問題は、保安基準の緩和が適用されない一般の自動車を対象としています。

4-1 ▶令和5年度第1回 自動車検査員教習修了試問

【1】次の各文は、「法」及び「施行規則」に規定されている条文から抜粋したものです。各文の（ ）の中にあてはまる最も適切な字句又は数値を下枠の中から選び、その番号を記入しなさい。ただし、同じ番号を何回使用してもよい。

1. 法第1条（目的）

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（①）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2. 法第3条（自動車の種別）

この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の（②）及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

3. 法第4条（登録の一般的効力）

自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び（③）を除く。以下第29条から第32条までを除き本章において同じ。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

4. 法第16条（一時抹消登録）

登録自動車の（④）は、前2条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

2～7（省略）

※問題中「前2条」とは、法第15条（永久抹消登録）及び法第15条の2（輸出抹消登録）をいう。

5. 法第31条（打刻の塗まつ等の禁止）

何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、(⑤)の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

6. 法第40条（自動車の構造）

自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- (1) 長さ、幅及び高さ
- (2) 最低地上高
- (3) 車両総重量（車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）
- (4) 車輪にかかる荷重
- (5) 車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な(⑥)をした状態における自動車の重量をいう。）に対する割合
- (6)～(9)（省略）

7. 法第58条（自動車の検査及び自動車検査証）

自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の(⑦)を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項（以下「自動車検査証(⑧)事項」という。）が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により(⑧)されたカードとする。

8. 法第61条（自動車検査証の有効期間）

自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては1年、その他の自動車にあつては2年とする。

2 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第1項又は第71条第4項の規定により自動車検査証を交付する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 前項の規定により自動車検査証の有効期間を1年とされる自動車のうち車両総重量8t未満の貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であるもの(⑨)年
- (2)（省略）

3～4（省略）

9. 法第62条（継続検査）

1（省略）

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記録して、これを当該自動車の(⑩)に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の(⑩)に返付しないものとする。

3～5（省略）

10. 法第70条（再交付）

自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章が滅失し、き損し、又はその(⑪)が困難となった場合その他国土交通省令で定める場合には、その再交付を受けることができる。

11. 法第71条（予備検査）

登録を受けていない第4条に規定する自動車又は車両番号の指定を受けていない(⑫)若しくは二輪の小型自動車の所有者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う予備検査を受けることができる。

12. 施行規則第8条（封印）

封印の取りつけは、自動車の後面に取りつけた(⑬)の左側の取りつけ箇所に行うものとする。

2～3（省略）

13. 施行規則第8条の2（自動車登録番号標の表示）

法第19条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、(⑭)の自動車登録番号標を省略することができる。

2（省略）

14. 施行規則第35条の3（自動車検査証の記載事項）

法第58条第2項前段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車登録番号
- (2) (⑮)（当該自動車を識別するために、国土交通大臣（法第74条の4の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）が付与するものをいう。）
- (3) 自動車検査証の交付年月日
- (4) 車名及び型式
- (5) 普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車又は大型特殊自動車の別
- (6) ～ (29)（省略）

1. 封印	2. 2	3. 3	4. 国土交通大臣	5. 重量
6. 使用者	7. 前面	8. 車両番号標	9. 整備事業	10. 大きさ
11. 装備	12. 自動車登録番号標	13. 識別	14. 登録	
15. 表示	16. 大型特殊自動車	17. 二輪の小型自動車		
18. 小型特殊自動車		19. 積載	20. 記録	21. 指定自動車整備事業者
22. 許可	23. 運送事業	24. 後面	25. 検査対象軽自動車	
26. 所有者	27. 記載	28. 車台番号	29. 交付	30. 車両識別符号

7. 小型の被牽引自動車について、側方灯又は側方反射器が備えられていなかったため、保安基準不適合と判断した。
8. 車両総重量3.5tを超える普通貨物自動車のダッシュボード上に不透明の装飾板が前面ガラスに立てかけて取付けられていたため、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものと判断し、保安基準不適合と判断した。
9. 車軸自動昇降装置付き自動車の最小回転半径は、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態のいずれにおいても基準値以下でなければならない。
10. 小型貨物自動車に装着された走行装置の回転部分の突出について測定したところ、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤであり、当該タイヤの直上の車体より車両の外側方向への突出量が8mmであったため、保安基準適合と判断した。
11. プラグインハイブリッド自動車の消音器が取外されていたが、使用者から電動機による走行のみ行う旨申告があったことから、保安基準適合と判断した。
12. 平成6年排出ガス規制車（自動車排出ガス規制の識別記号がKD）であるディーゼル乗用車の光吸収係数を測定したところ、 2.76m^{-1} であったことから、保安基準適合と判断した。
13. 自動車排出ガス規制の識別記号が6BA－（平成30年排出ガス規制車）のガソリンを燃料とする小型乗用車のアイドリング時における排出ガス濃度を測定したところ、一酸化炭素（CO）が0.5%、炭化水素（HC）が200ppmであったことから、保安基準適合と判断した。
14. 排出ガス発散防止装置である触媒が取外されていたが、アイドリング時における排出ガス濃度の基準に適合していたため、保安基準適合と判断した。
15. 平成10年騒音規制車である乗車定員5名の乗用自動車の近接排気騒音を測定したところ、95dBであったことから、保安基準適合と判断した。

【8】※第3章 計算問題（162ページ）を参照。

▷模範解答

【1】

1. ①－9（整備事業）：車両法1条
2. ②－10（大きさ）：車両法3条
3. ③－17（二輪の小型自動車）：車両法4条
4. ④－26（所有者）：車両法16条1項
5. ⑤－4（国土交通大臣）：車両法31条
6. ⑥－11（装備）：車両法40条1～5号
7. ⑦－29（交付）：⑧－20（記録）：車両法58条1項、2項
8. ⑨－2（2）：車両法61条1項、2項1号
9. ⑩－6（使用者）：車両法62条2項
10. ⑪－13（識別）：車両法70条
11. ⑫－25（検査対象軽自動車）：車両法71条1項

12. ⑬－12（自動車登録番号標）：施行規則8条1項
13. ⑭－7（前面）：施行規則8条の2 1項
14. ⑮－30（車両識別符号）：施行規則35条の3 1項1～5号

【2】

1. ×（自動車の車台番号と自動車検査証の車台番号との同一性を確認できなければ証明してはならない）：車両法94条の5 4項、指定規則7条2項
2. ×（請求の有無に関わらず交付する）：車両法91条2項